C&LPS－V00008－13
平成　25年　3月12日　改正

車両等共通仕様書

航空自衛隊　補給本部

目　次

1　総則 …… 1
1.1　適用範囲 …… 1
1.2　用語及び定義 …… 1
1.3　引用文書 …… 4

2　製品に関する要求 …… 5
2.1　一般的要求 …… 5
2.1.1　法令等 …… 5
2.1.2　設計・製作 …… 6
2.1.3　手入・整備の容易 …… 6
2.1.4　潤滑 …… 6
2.1.5　絶縁能力 …… 6
2.1.6　共通部品 …… 6
2.1.7　防水 …… 6
2.1.8　耐寒・耐熱 …… 6
2.1.9　防せい …… 7
2.2　材料・部品・加工方法 …… 7
2.2.1　材料・部品 …… 7
2.2.2　加工方法 …… 7
2.3　塗装 …… 7
2.3.1　一般 …… 7
2.3.2　塗料 …… 7
2.3.3　塗色 …… 7
2.3.4　色見本 …… 7
2.4　製品の表示 …… 7
2.4.1　銘板 …… 7
2.4.2　かし担保期限の表示 …… 8
2.4.3　標識 …… 8
2.4.4　自動車番号標 …… 8

3　品質保証 …… 8
3.1　監督・検査 …… 8

4　出荷条件 …… 9
4.1　包装 …… 9
4.2　輸送 …… 9
4.3　包装の表示 …… 9

5　その他の指示 …… 9
5.1　提出書類等 …… 9
5.1.1　類別原資料 …… 9
5.1.2　取扱説明書 …… 9
5.1.3　車両法適用除外指定申出書関連書類 …… １０
5.1.4　危険物貯蔵所設置許可申請書関連書類 …… １０
5.1.5　完成写真等 …… １０
5.1.6　車両等主要諸元資料 …… １１
5.2　官給品・貸付品 …… １１
5.2.1　官給品 …… １１
5.2.2　貸付品 …… １１
5.3　自動車検査証 …… １１
5.4　車両法適用車両の登録付随手続等 …… １１
5.5　車歴簿 …… １１
5.6　附属品・予備品 …… １１
5.7　承認用図面・色見本 …… １２
5.8　ＵＲ対策 …… １２
5.9　技術変更提案（ＥＣＰ） …… １２
5.10　情報の保全 …… １２

付表１－　取扱説明書 …… １３
付図１－　色見本 …… １４
付図２－　製品の表示 …… １５

<table>
<tr><td colspan="5">航　空　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書の種類</td><td>内容による分類</td><td colspan="3">装　備　品　等　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>性質による分類</td><td colspan="3">共　通　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">品　名
又は
件　名</td><td rowspan="6">車両等共通仕様書
----------</td><td colspan="2">C&LPS－V00008－13</td></tr>
<tr><td>大臣承認</td><td>平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td>作成</td><td>昭和４９年　３月２５日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改正</td><td>平成１９年　４月１１日</td></tr>
<tr><td>平成２５年　３月１２日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>補給本部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

a)　この仕様書は，航空自衛隊で使用する車両等の調達に適用する共通事項について規定する。

b)　車両等とは，航空自衛隊車両等整備基準（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－９）（以下，“車両等整備基準”という。）の**第１－１表**“航空自衛隊装備車両一覧表”による車両等及び新規に調達する車両をいう。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は，次による。

1.2.1

仕様書

調達しようとする装備品等及び役務の仕様又は役務の内容を記載した文書。

1.2.2

装備品等

防衛省設置法（昭和２９年法律第１６４号）第４条第１３号に規定する装備品等。

1.2.3

契約担当官等

契約担当官，分任契約担当官，契約担当官代理，支出負担行為担当官，分任支出負担行為担当官，支出負担行為担当官代理，分任支出負担行為担当官代理並びに支出負担行為担当官の代行機関及び分任支出負担行為担当官の代行機関。

1.2.4

調達要求元

契約担当官等に対し，装備品等及び役務の調達要求を行う者。

1.2.5

国定規格

日本工業規格，その他我が国で定めた標準規格。

1.2.6

ＮＤＳ（NATIONAL DEFENCE STANDARD）

防衛省規格。

1.2.7

ＤＳＰ（DEFENCE SPECIFICATION）

防衛省仕様書。

1.2.8

物品番号（STOCK NUMBER）

防衛省が定めた品目識別のための番号。

1.2.9

互換性

全く同等の性能，耐久性を発揮できるような機能及び構造を有し，改修又は他の品目を組合わせることなく，相互に交換使用できること。

1.2.10

特定化学物質

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和４８年法律第１１７号）第２条第２項，３項及び４項に定める特定化学物質。

1.2.11

有害物質

大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）第２条第３号及び**水質汚濁防止法**（昭和４５年法律第１３８号）第２条第２項第１号に定める有害物質。

1.2.12

類別原資料

装備品等に物品番号が付与されていない場合に，物品の管理補給業務を有効，かつ的確に実施するため，物品の特性・性能・形状・用途などを一定の基準に従って分類及び識別して，当該物品に係る品名及び物品番号等，物品の識別諸元を設定するための基礎資料。

1.2.13

取扱説明書

技術指令書（ＪＴＯ）草案・会社刊行技術資料及びカタログを総称したもので，調達す

る装備品等の性能諸元，機能説明，取扱操作，点検整備及び修理，修理限度表（修理基準値又は整備技術基準），電気配線図及び部品目録を含む内容を邦文で詳述したタイプ印刷文書又は電子媒体。ただし，車載する取扱説明書は，紙による文書とする。

1.2.14

承認用図面等

契約の相手方が，仕様書に基づいて作成した装備品等の製作に必要な図面（文書，写真等を含む。以下同じ。）及び見本（模型を含む。）であって，契約担当官等の承認を受けるために提出したもの。

1.2.15

承認図面等

所定の手続きを経て，契約担当官等の承認を受けた承認用図面及び承認用見本。

1.2.16

技術変更提案（ＥＣＰ）

装備品等の性能，安全性，信頼性，整備性，互換性，操作性，質量などに影響を及ぼす設計変更に関して当該装備品等の製造・修理等に係る業者が行う技術変更の提案。

1.2.17

装備品等不具合報告（ＵＲ）

装備品等が，一般的に不完全な状況及び危険を蔵している状況にあると認められる場合，又は故障若しくは欠陥を生起し，他の同種の器材についても同様の欠陥を生ずる恐れがあると認められる場合，その事実を発見した部隊及び機関の長等が，補給本部長等に対し，注意を喚起し，あるいは，改善措置を要求する報告書。

1.2.18

附属品

附属用具及び附属資料等で，車両等の機能の発揮に直接関与しない添付品。

1.2.19

予備品

車両等に使用している部品で，修理等の場合に交換するため，添付してある部品。

1.2.20

車両法適用車両

道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）（以下，**“車両法”**という。）の適用を受ける車両で，その主なものは，乗用車，業務車２号，業務車３号，業務車４号，人員輸送車，塵芥収集車で，細部は，車両等整備基準による。

1.2.21

車両法適用除外指定の車両

車両法適用車両以外（その他の車両を除く。）の車両をいい，一般車両（車両法適用車両を除く。），消防車両，給油車両，施設車両，荷役車両及び地上誘導武器関連器材等関係車両で，細部は，車両等整備基準による。

1.2.22

救急車等

救急車，救急車（４×４），高規格救急車。

1.2.23

クレーン車等

レッカ車，爆弾作業車，トラッククレーン１０ｔ，トラッククレーン２０ｔ（航空機救難用）等のクレーン車。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**規格**

ＮＤＳ　Ｚ　８０１１	角形銘板
ＮＤＳ　Ｚ　８２０１	標準色
ＪＩＳ　Ｇ　３３０３	ぶりき及びぶりき原板

b)　**仕様書**

Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７	調達品等一般共通仕様書

c)　**法令等**

1)　**法律**

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（環境省告示１１号（平成１３年３月９日））

2)　**防衛省訓令**

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和４５年防衛庁訓令第１号）

3)　**消防法等**

消防法（昭和２３年法律第１８６号）

大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）

水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和４８年法律第１１７号）

危険物の規制に関する政令（昭和３４年政令第３０６号）

危険物の規制に関する規則（昭和３４年総理府令第５５号）

4)　車両法等

道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）

道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）

自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）

道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）

自動車重量税法（昭和４６年法律第８９号）

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）

5)　高圧ガス保安法等

高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号）

高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第２０号）

容器保安規則（昭和４１年通産省令第５０号）

6)　安全規則等

クレーン等安全規則（昭和４７年労働省令第３４号）

移動式クレーン構造規格（平成７年労働省告示第１３５号）

7)　実施基準

救急業務実施基準（昭和３９年自省甲教発第６号）

8)　航空自衛隊物品管理補給手続（ＪＡＦＲ　１２５）

9)　装備品等の調達における情報セキュリティの確保について（通達）防官装第１５８３号（１８．３．６）

d)　その他

Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－１	航空自衛隊装備品等共通整備基準
Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－９	航空自衛隊車両等整備基準
Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－２５－１７２	航空機のグランド・サービス及び静電気接地とボンディング
Ｊ．Ｔ．Ｏ．３５－１－３	地上器材等の塗装及び標識
Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－３	車両等の塗装及び標識

2.　製品に関する要求

2.1　一般的要求

2.1.1　法令等

車両等は，車両法の保安基準又は自衛隊の使用する自動車に関する訓令（以下，“訓令”という。）の保安基準を適用若しくは準用するものとする。

ガソリン車については，**国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律**に基づく，**環境物品等の調達の推進に関する基本方針**に規定する燃費基準値及び排出ガス基準を適用するものとする。

なお，**表１**に示す車両等は，それぞれの法令等に適用するものとする。

表１－法令等

車両等	法令等
走行器材類	**訓令の保安基準**を準用
給油車両	**消防法等**
救急車等	**実施基準**
クレーン車等	**安全規則等**

2.1.2　設計・製作

車両等は，設計及び製作にあたり，運用及び環境条件を考慮し，製作上最も経済的であるよう考慮されるとともに軽量で十分な耐久性を有するものとする。

なお，給油車両は，航空機に対し燃料を給油するため，**Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－２５－１７２**による静電気等の発生防止対策及び各部の絶縁に十分留意したものとする。

2.1.3　手入・整備の容易

車両等は，部隊における手入れ作業，部品交換等の整備が容易でなければならない。

2.1.4　潤滑

注油を必要とする部分には，注油回数をできる限り最小限とすることのできる部品類を使用するものとする。

2.1.5　絶縁能力

電気，燃料及び空気系統の部品は，設計及び材料選定に十分注意し，ごみ，水，その他の有害な作用に対して十分耐えるものとする。

2.1.6　共通部品

整備，補給の便宜上，仕様書の諸要求に合致する範囲内で，一般市販品を努めて使用するものとする。

2.1.7　防水

通常の作動状態において，強雨や路面飛まつ，湿気の凝結等の原因により偶発的に水が侵入しても，機能が損傷されないものとする。

2.1.8　耐寒・耐熱

温度の変化に対して，機能に支障が生じないように設計され，四季を通じて国内のあらゆる場所においてもなんら支障なく使用できるよう考慮されたものとする。

2.1.9　防せい

用途に応じた防錆の処理を施し，塗装及びめっきは入念に仕上げ，かつ，耐久性を十分に保持できるものとする。

2.2　材料・部品・加工方法

2.2.1　材料・部品

車両等に使用する材料及び部品は，努めて国定規格及びＮＤＳ並びにＤＳＰによる規格品を使用するものとし，これにより難い場合は，会社規格品を使用することができる。

なお，これらの材料及び部品は，入札時において生産継続中のものとする。

2.2.2　加工方法

車両等として十分な機能を発揮しうるような方法を選択して行うものとし，経済的で有害な欠陥を生じないよう配慮するものとする。

2.3　塗装

2.3.1　一般

塗装を必要とする部分の仕上りは，その素地に堅固に塗料が付着し，乾燥した被膜の層がその物体全面にわたって一体として完成され，外気から素地を絶縁させ，その被膜は，堅ろうで色調，つや及び平滑性を持っていなければならない。

2.3.2　塗料

車両等に使用する塗料は，努めて日本工業規格（以下，ＪＩＳという。）を適用するものとし，個別仕様書において指定する。

2.3.3　塗色

車両等の塗色は，次による。

a)　外部塗色は，Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－３による。また，色番号については，ＮＤＳ Ｚ ８２０１によるものとし，個別仕様書において指定する。ただし，マンセル記号による表示は，基準値（参考値）であることに十分留意するものとする。また，ＮＤＳで規定された以外の塗色を特に指定された場合は，日本塗料工業会の色番号によるものとする。

b)　外部以外の塗色については，Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－３の**第Ⅱ節2-2.** による。

2.3.4　色見本

色見本は，**付図１**を基準とし，作成するものとする。

2.4　製品の表示

2.4.1　銘板

銘板の表示は，Ｃ&ＬＰＳ－Ｙ０００７の2.4.2 及びＮＤＳ Ｚ ８０１１によるほか，次による。ただし，銘板の材料は，金属製とし，記載例は，**付図２**による。

a)　１種銘板及び２種銘板の取付箇所は，車両等の操縦室内又は見やすい箇所とする。

b)　３種銘板は，必要に応じ取り付け，４種銘板は，附属品等の工具箱に取り付けるものとする。

c)　特に市販型以外の車両等は，必要な箇所に取扱上及び整備上の注意事項を記入した注意板等を，ＮＤＳ　Ｚ　８０１１に基づき取り付けるものとし，レバー等の頭部には，刻印，その他の方法により名称，方向などを明示するものとする。

d)　物品番号の付与は，補給本部情報処理部類別標準課長の指示を受けるものとする。

e)　取得番号の付与要領は，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７の2.4.2 による。

2.4.2　かし担保期限の表示

かし担保期限の表示は，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７の2.4.3 による。ただし，かし担保期限は，平成暦年月で表示する。

2.4.3　標識

標識は，Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－３の**第Ⅲ節**により表示するものとする。ただし，基地等の略号，部隊等の略号及び一連番号の表示は，要しない。また，走行器材等の安全標識の表示は，Ｊ．Ｔ．Ｏ．３５－１－３の**第Ⅲ節**により実施するものとする。

2.4.4　自動車番号標

自動車番号標は，**表２**の区分に基づき，すべての車両等に取り付けるものとする。

表２－区分表

自動車番号標の区分	自動車番号標等の規格
車両法適用除外指定の車両[a)]	**訓令第５条**　別表第１の自動車番号標（二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）による。
車両法適用車両	**道路運送車両法施行規則**の車両番号標の規格による。
その他の車両等[a)]（走行器材類を含む。）	**訓令第５条**　別表第１の自動車番号標（二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）を準用するものとする。ただし，小型作業車等に指定するものは，自動車番号標（二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車用）を準用する。
注[a)]　車両等を納入する契約の相手方は，自動車番号の付与手続きについて，納期の７０日前までに，補給本部第１部第１補給課長の指示を受け，自動車番号付与資料を１部提出するものとする。	

3　品質保証

3.1　監督・検査

契約担当官等が定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4　出荷条件

4.1　包装

商慣習による包装とし，破損，損傷及び発せい等の生じないものとする。

4.2　輸送

輸送途中に破損のおそれのある物品は，取外して別こん包とする。

4.3　包装の表示

商慣習によるほか，次の項目を表示する。

a)　調達要求番号
b)　契約品名
c)　認証番号
d)　物品番号
e)　単位及び数量
f)　こん包番号
g)　質量（kg）
h)　寸法（縦×横×高さcm）
i)　納入年月
j)　納入業者名
k)　取扱上の注意事項
l)　その他の必要事項

5　その他の指示

5.1　提出書類等

5.1.1　類別原資料

類別原資料は，**C＆LPS－Y00007**の4.1.1 による。

5.1.2　取扱説明書

取扱説明書は，次による。

a)　契約の相手方は，**付表１**に基づき取扱説明書を作成し，提出するものとする。ただし，前回契約時と全く同じ車両及び取扱説明書を納入する場合は，省略することができる。

　なお，２回目以降納入する車両で，車両等の変更によりその内容を変更する必要がある場合には，前回提出分との関連及び区分を明確化し，**付表１**に基づいて変更資料を提出するものとする。

b)　契約の相手方は，取扱説明書の作成にあたり，契約締結後すみやかに補給本部計画部整備課長及び第１部第１整備課長の指示を受けるものとする。

なお，書類の提出に先立ち補給本部第１部第１整備課長あてに，審査用として各１部を提示（前回提出分は，図書名，図書番号，発行日付の写しを提示）し，審査を受けるものとする。

c) 契約の相手方は，取扱説明書の提出にあたり，“調整票”を作成し，第１補給処立川支処長（保管課長気付）あてに提出するものとする。

5.1.3　車両法適用除外指定申出書関連書類

車両法適用除外指定の車両（大型特殊自動車で車両法適用除外の指定を必要としないものを除く。）を納入する契約の相手方は，**訓令第２３条**（１項の(2)は，外観四面図とする。）に掲げる書類を納期の７０日前までに，補給本部長（第１部第１調達課長気付）に４部提出するものとする。ただし，連結車（セミトレーラ）は，走行軌跡図を必ず添付するものとし，同一型式の車両法適用除外指定の車両を納入している場合は，省略することができる。

なお，特殊車両等で**保安基準**の緩和を必要とするものは，緩和申請に必要な書類（**訓令**の別記第１号様式）を納期の７０日前までに，補給本部長（第１部第１調達課長気付）に提出するものとする。

5.1.4　危険物貯蔵所設置許可申請書関連書類

給油車両を納入する契約の相手方は，**消防法**に基づく危険物の貯蔵所設置許可申請書に必要な**表３**の書類を提出するものとする。

表３－危険物貯蔵所設置許可申請書

書類名	提出時期	提出先	部数
移動ﾀﾝｸ貯蔵所構造設備明細書 外観三面図 タンク構造図 配管概略図 安全装置構造図 防護枠取付構造図 底弁及び閉鎖装置構造図 静電気除去装置構造図	契約締結後 すみやかに	器材出納主任	納入車両数 ×２

5.1.5　完成写真等

契約の相手方は，納入時，補給本部長（第１部第１整備課長気付）に完成写真［カラーキャビネ（サービスサイズ）版で，四面，右前方４５度及び室内］を１部提出するものとする。

なお，写真については，１６００×１２００ピクセル以上のサイズの電子画像データ（ＪＰＥＧフォーマット）をもって替えることができる。ただし，本件について納入実績を有する場合で，前回納入時と全く同じ車両の場合は，提出を省略することができる。

5.1.6　車両等主要諸元資料

車両等を納入する契約の相手方は，納入時，補給本部第１部第１整備課長の指示を受け，主要諸元資料を１部提出（郵送可）するものとする。ただし，本件について納入実績を有する場合で，前回納入時と全く同じ車両の場合は，提出を省略することができる。

5.2　官給品・貸付品

官給品及び貸付品は，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７の4.2 による。

5.3　自動車検査証

車両等（走行器材類を除く。）を納入する契約の相手方は，納入に際して，補給本部第１部第１補給課長の指示を受け自動車検査証を車両等に附属させるものとする。

5.4　車両法適用車両の登録附随手続等

登録等は，**車両法**及び**使用済自動車の再資源化等に関する法律**によるものとし，個別仕様書において指定する。また費用については，契約の相手方負担とし，リサイクル券は，納入時官側に引き渡すものとする。

なお，これらに附随する**自動車損害賠償保障法**に基づく保険への加入は，補給本部第１部第１補給課長から指示を受けるものとし，自動車重量税印紙は，納入基地から受領する。

5.5　車歴簿

契約の相手方は，納入にあたり，補給本部第１部第１整備課長の指示を受け車歴簿を車両等に附属させるものとする。

5.6　附属品・予備品

附属品及び予備品は，**表４**による。

表４－附属品・予備品

名称	数量	単位	備考
取扱説明書	2	部	1.2.13)による。
部品価格表	1	部	部品目録等に部品価格の記載がある場合は，省略することができる。
附属工具	1	ＳＥ	製造会社標準工具
予備品	1	ＳＥ	製造会社標準品

5.7　承認用図面・色見本

契約の相手方は，仕様書で承認用図面及び色見本の提出を要求された場合は，契約担当官等の定める作成要領（入札及び契約心得）に基づき作成のうえ，契約担当官等に提出し，承認を受けるものとする。

5.8　装備品等不具合報告（ＵＲ）対策

装備品等不具合報告（ＵＲ）は，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７の4.4 による。

5.9　技術変更提案（ＥＣＰ）

技術変更提案（ＥＣＰ）は，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７の4.7 による。

5.10　情報の保全

契約の相手方は，この契約の履行にあたり保全すべき情報が存在する場合，知り得た保護情報の取り扱いにあたっては，“調達における情報セキュリティ基本方針”〔**装備品等の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（１８．３．６）添付書類**〕に基づき，適切に管理するものとする。

付表１－取扱説明書

項目	堤出書類区分						作成要領
	調達品区分		取扱説明書区分	部数	堤出先	堤出時期	
1	製造会社の仕様による車両等		会社刊行の技術資料	4	第１補給処 立川支処長	車両等の納入１か月前を原則とする。	作成要領は，1.2.13）によるほか会社仕様による。 なお，既に刊行の取扱説明書がある場合で，その内容が1.2.13）に合致しないときは補給本部計画部整備課長及び第１部第１整備課長と調整のうえ指示を受けるものとする。
2	航空自衛隊仕様成車の特殊構造による含む品等両等	特殊仕様部位	社内編集企画により作成する技術資料	6			
		市販仕様部位	項目１の要領によることができる。				
注記 個別仕様書又は調達要領指定書に提出部数等を指定した場合には，その指示による。							

単位 mm

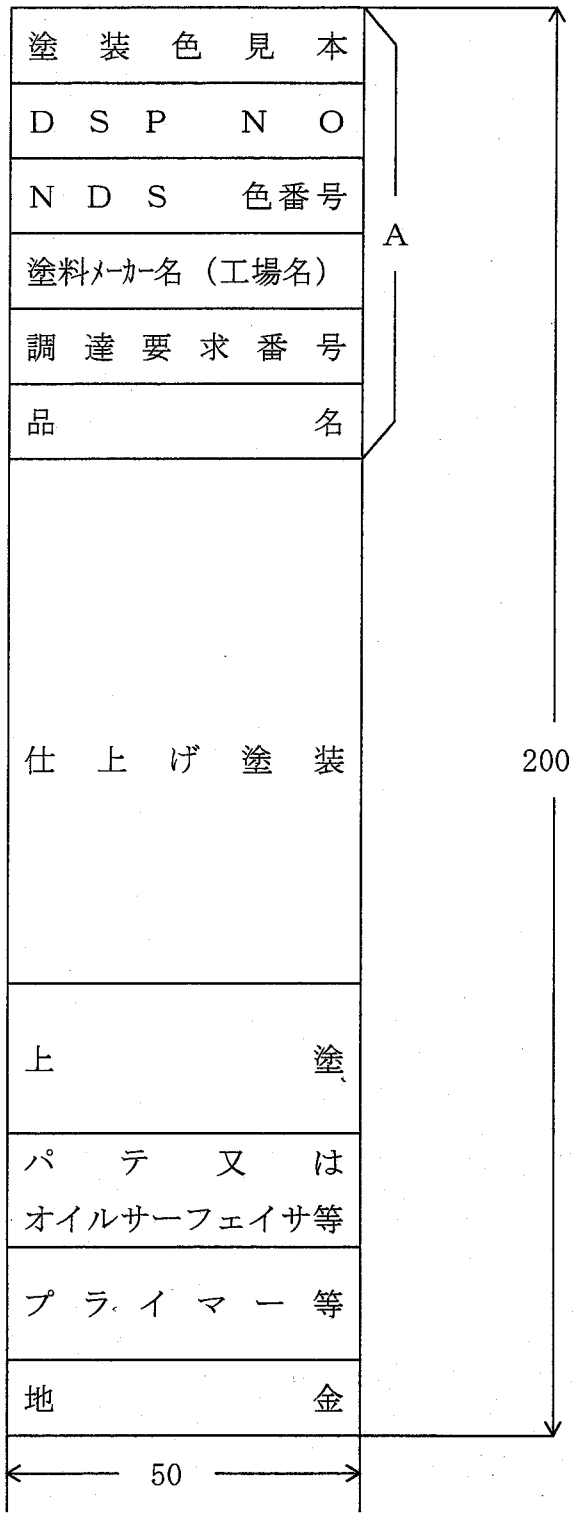

1 試験片の色（色見本）とNDS Z 8201の標準色見本と拡散昼光のもとで目視により比べる。

2 試験片は，JIS G 3303の表面にくもりのないものを用い大きさは，左図（約200mm × 50mm × 0.3mmのものとする。）の片面に試料を塗装するものとする。
なお，塗装方法の順序は，左図を基準とする。

3 Aの表示（左図上部）は，仕上げ塗装の色見本の上に表示するものとする。

付図１－色見本

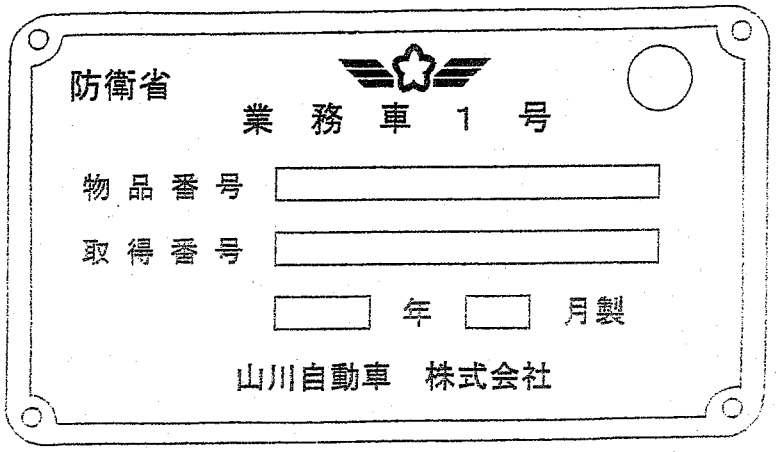

（契約の相手方と実際の製造業者が同一の場合）

付図２－１　銘板

（契約の相手方と実際の製造業者が異なる場合）

付図２－２　銘板